令和4年 一般質問 3月定例会

	質問議員			質問順	質問番号	質 問 事 項
ЛІ	Ē	忠	沪	1	1	保育士、学童保育指導員の処遇改善を臨時特例事業で
					2	除雪サービスの改善について
					3	子どものワクチン接種について
					4	児童の感染対策について
片	石	鉄	彦	2	1	高齢者等住宅除排雪支援制度の創設について
久	末	成	弥	თ	1	保育所の駐車場から玄関までの通路へアーケードの設置を
花	⊞	英	ı	4	1	新型コロナウイルス感染症の上ノ国町の状況について
					2	まん延防止等重点措置の支援策について
岩	Ħ		靖	5	1	防災行政無線を活用した情報提供の詳細な発信について
	Ш				2	地域おこし協力隊の支援金と定住について

川島忠治 議員

質問1 保育士、学童保育指導員の処遇改善を臨時特例事業で

コロナ禍のもとで、ケア労働者の処遇改善のために学童保育指導員、保育士などの賃金を収入の3パーセント、9千円を引き上げる臨時特例事業が進められ、その内容は、非常勤職員、公立の職員も含むと明示され、国の負担が10分の10となり、9月まで各市町村の財政負担はなし。10月以降は本事業により講じた賃金改善の水準を維持するための条件は、10月より国、都道府県、市町村で3分の1づつ負担し、交付金申請と自治体の予算化が必要条件です。1月28日時点で、183の自治体が申請のうち、公立保育所を対象としているのは34自治体という実態です。

なぜ進まないのか、大きな問題について国会でも論議され、保育士の賃金は全産業の平均比で月9万円以上低い。また、保育士などの賃金は、国が定める公定価格に左右される仕組みになっています。さらに、ボーナスも引き下げられているなど、まさに、人事院勧告に基づく賃下げを撤回すべきと議論されています。自治体として矛盾点が浮き彫りになっています。いろいろと議論されていますが、保育士、学童保育指導員などの処遇改善は待ったなしです。

次のことを伺います。

1点目、町として今回の特例事業をどのように受け止めてるか。

2点目、この事業を現場で働く方々が少しでも改善できるように、一歩踏み込んではいかがでしょうか。

答弁▼町長

町内にある該当施設は、上ノ国保育所及び放課後児童クラブの二施設で全て町立となります。上ノ国保育所の職員数は、正職員の保育士が10名及び会計年度任用職員の保育士が9名、保育士助手が4名の計23名で保育業務を担っております。また、放課後児童クラブの職員数は、会計年度任用職員の放課後児童支援員が4名となります。本町における給与の決定は、全ての職種で同一であり、格差を付けておりません。この様なことから、保育士等が他の職種や職員と比較して、低賃金となっている事実はないものと考えております。また、令和2年4月から導入した会計年度任用職員制度では保育士の有資格者を常勤職員として採用したことから、退職手当の支給も行うこととしております。

従いまして、今回の臨時特例事業の申請を行うことは考えておりません。

再質問

今回の質問の中でも、回答は、今回の臨時特例事業の申請は行うことは考えてないと、今回答がありました。そういった中で、まず1問目の質問でですね、今回私が質問した中には、国の臨時特例事業をどう受け止めてるのかを聞いているわけですけど、その辺とこまず回答をまずお願いしたいと思います。

それとあわせてですね、保育士など正職員と会計年度職員は同じ仕事をしながら賃金が違う。会計年度の職員の賃金年収は203万、もし私の計算が間違ってたら指摘してください。正職員の保育士、職員の年収は568万円。平均年齢でいけば39歳ということで、実はこちらの資料に基づいて出した数字なんですけど、なぜ会計年度職員を正職員に採用して同じ賃金を受けることはできないのかというのが1点です。ごちゃごちゃになってますか。

2点目がですね、保育士など他の職員と比較して低賃金となっている事実はないと回答されました。私は、上ノ国町の保育士、学童保育指導員の賃金が低いと一言も言っておりません。全国的に保育士など民間認可の保育園もあり、国の処遇改善をした臨時特例事業、国の方は予算が2,600億円を準備してます。そういう意味ではそれを活用して賃金などの改善ができればいいなということで、提案しているわけです。保育士、学童指導員だけを処遇改善することにより、他の職員とのバランスが崩れるのか、その辺とこ含めて所見をお伺いします。

答弁▼総務課長

お答えいたします。まずあの、受け止め方でございます。確かに答弁の1回目の町長の答弁の方には含まれておりません。ちょっと私が代弁するのもちょっとあれかなと思うんですけども、制度の一つであるということで受け止めてございます。特段これにつきましてですね、町としてですね、コメントする立場にないものというような理解でございます。

それと、今、川島議員おっしゃってた正職員と会計年度の違いでございます。ま、正直あの、一般質問の中にはちょっとこの辺読み取めるような、ちょっと中身がなかったものですから、回答の中にはないかと思います。また、会計年度の職員において正職員にというようなお話もございました。ただまあ、今後これから保育所の統合なんかも進んでまいりまして、今1箇所となってございます。人口減少も踏まえながら、職員の定員管理がございます。その辺を踏まえながらですね、どうしても対応せざるを得ないということでございます。また、専門職で採用した場合にですね、どうしても異動等が不可能な状況も生まれていますので、そういったことから会計年度任用職員を全て、全員を正職員とすることがなかなかかなわない状況にあるということでございます。ただ、今までも退職した保育士に、した場合にはですね会計年度任用職員を中心に採用試験を実施しまして、順次職員にしてございます。そういったことを踏まえながら、保育士のみならず役場全体の定員管理計画がございますので、その辺とにらみ合わせながら、今後も検討課題の一つというふうにさせていただきたいというふうに思います。

再尺質問

上ノ国町としては、今回の、全国の自治体も国のやっていることが矛盾だらけがあるなと、いろんな点でね、ネットの辺りでも指摘してる中でそういった部分で上ノ国町としては、今回のこういった特例事業については、基本的には国の制度には乗らないということでよろしいわけですか。

答弁▼総務課長

乗るとか乗らないとかっていう考えではございません。本制度を活用した事業を実施しないということで ございますので、ご理解を願いたいと思います。

質問2 |除雪サービスの改善について

今年は例年より大雪となり、除雪、排雪などに苦慮しているのが実態です。町の事業で除雪サービス事業について伺いします。

町は、除雪サービスの事業は、高齢者事業団に委託し、1シーズン2千円の負担で除雪をしていただき、65歳以上の高齢者から、大変助かっているという声を聞きます。除雪の範囲は、玄関先から公道まで、幅1メートルぐらいを条件になっています。高齢者から、もう少し除雪費用を負担してもいいから、幅を広げてほしい。他町より負担が少ないのに助かります。という声が寄せられています。

次のことについてお伺いします。

1点目、高齢者福祉を拡充させる立場で、除雪費用を最低一律2千円をベースに、除雪面積に応じて段階的に除雪費用を設定してはどうか。

2点目、生活保護世帯にはあまり知られていませんが、年間3万2千円の除雪費用が扶助されています。 委託業者は高齢者事業団でも結構と返事をしています。町の財政の軽減も考慮して、次年度から生活保護者から申請のあった場合、アドバイスしてあげてはどうでしょうか、所見をお伺いします。

答弁▼町長

本事業は、一人暮らしの老人世帯、老人夫婦のみの世帯及び障がい者の世帯を対象として、冬期間の通院、買い物、社会参加、介護サービス利用等において、生活道路や避難道路を確保することにより、高齢者の日常生活の利便性を図ることを目的として実施しております。利用者数は、令和2年度で103世帯、令和3年度で101世帯となります。高齢者事業団に確認したところ、本事業の対象範囲を超えた部分を有料で実施しているとのことから、町として事業を拡充する考えはございません。

かに、生活保護者へのアドバイスについては、実施機関である檜山振興局に確認したところ、年間の上限額として3万2千円まで扶助出来ることを確認しております。基本的には事前にケースワーカー等に相談していただくことが必要と伺っておりますので、相談があった場合には適切に対応してまいります。

再質問

除雪サービスを受ける高齢者の方が、徐々に増加傾向にあるなあというふうに私も思っています。いい制度であっても、問題は雪かきする方々が高齢者ばかりで、高齢者事業団の方も、やーそれこそ誰か紹介してくれないか、そういうのが実態であります。人材確保するためにも、役場、町として広報かみのくになどに募集の案内などしてあげるなどの、PRはできないでしょうか。

それと2点目が、生活保護者で町の除雪サービスを受けてる世帯数を把握されていますか。2点をお伺い します。

答弁▼保健福祉課長

実際、除雪サービスにおきましては高齢者事業団の方に委託をしているような状況では実際あります。議員さんが今おっしゃったとおり、事業のやり方におきましては、課題もあるとは踏まえております。ただ、除雪だけではなく、年間を通した事業のあり方等につきましては、今後、高齢者事業団等と協議しなければならないとは思っておりますので、その辺については今後検討してまいりたいと思います。

質問3 子どものワクチン接種について

1点目、オミクロン株の感染が急激に広がるなかで、上ノ国町として満12歳以上で一度も接種を受けていない方を対象に、12月1日~17日まで希望調査が行われ、どのような結果、件数、内容などを把握されているのか、お伺いします。

2点目、厚労省は、子ども5歳から11歳までの接種を1月21日、有効性や安全性が保たれたと正式に承認をされる。3月から接種を始める方針でした。一転して9日、5歳から11歳まで接種の努力義務を見送ると発表しました。一方、保護者から副反応などを含め不安の声があります。いわゆるメリット、デメリットの効果や、不安が交差しているのが全国の保護者の実態です。町として、これらの実態に基づき、5歳から11歳までのワクチン接種をどのように対応する意向なのか、伺いします。

3点目、努力義務が見送られたことで、子どもたちが接種を受けた方と受けない方との間に、差別と偏見が起きないか心配するところです。所見をお伺いします。

答弁▼町長

12歳になる方に接種の意向を確認しましたところ、対象者20名のうち14名の方が接種を希望され、そのほか副反応等の不安から接種を一時保留されていた3名も含めて、2月までに17名の方が2回の接種を終えました。また、13歳以上の方についても28名の希望があり、同様に接種を終えております。

次に、5歳から11歳までのワクチン接種については、接種後の体調管理など小児科医がいるもとでの接種が望ましいものと考えておりますが、南檜山圏域で小児科医が在籍する医療機関は北海道立江差病院のみでございます。また、この年齢の対象者数は、本町で245名、南檜山圏域の5町で896名になりますことから、全ての接種希望者を道立江差病院で受け入れることは大変厳しい現状にあります。

この様なことから、北海道及び南檜山圏域の5町において、各町の医療体制を踏まえながら安心して実施できる接種体制整備のため協議を進め、実施に向けて検討しているところでございます。なお、実施にあたっては、保護者の方へ小児用コロナウイルスワクチン接種に関する意向調査を行いながら、接種体制の調整をしてまいりたいと存じます。

次に、差別や偏見の心配ですが、これまでも未接種者への偏見等が不安視されておりましたが、現在のところ接種を受けた12歳以上の児童、生徒及び成人につきましても偏見等に関する情報等は聞かれておりません。これは、町民の皆様が新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に関し、理解された上で自らの判断で接種された結果と思われます。小児のワクチン接種を実施するにあたり、今後も偏見等が起きないように正しい情報の周知や関係機関との連携を実施してまいりたいと存じます。

再質問

まず1点目がですね、新聞等では上ノ国町は4月に入ってから小児用ワクチン接種が始まるよというような報道もでていますが、この地域、小児科の診療所、病院もなく、おそらく二つの診療所に委託されて、対応されるのかなと思いますけど、この辺とこ含めて具体的なスケジュールなどを、当然あると思うんですけど教えていただきたい。これが1点目です。

2点目は、小児用ワクチン接種は3週間を経て2回接種することでよろしいですよね。そして、ワクチン接種はどのメーカーかも把握されていますか。よろしくお願いします。

答弁▼保健福祉課長

5歳から11歳までのワクチン接種につきましては、先ほど答弁したとおりで、現在江差保健所と檜山管内各町で検討している最中でございます。一つの案としましては、北海道の方から委託医師をお願いするというような方向性も聞いておりますが、まだ実際問題具体的な話は進んでおりません。

ただし、月1回各課長会議っていうのを保健所で実施しておりますので、今後その点につきましては、江 差保健所及び道立江差病院と協議をして、検討していくような状況であります。

またワクチンにつきましては、3週間おいて2回接種で、ファイザー製を、小児用ワクチンのファイザー製のものを接種するようにと決められております。

質問4 児童の感染対策について

今回のオミクロン株は、感染力が強く、死者も過去最多となっています。子どもたちを感染から守ることが大事です。海外でも子どもたちが学校に行く前に検査をして、陰性なら登校する。発熱があれば学校を出席停止させている。しかし、熱の出ない無症状の感染者が多く、PCR検査をしなければ、感染を拡大させてしまいますので、定期的な検査をすすめてはいかがか、所見をお伺いします。

答弁▼教育長

現在、児童生徒への感染予防対策については、国が策定した学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを踏まえた対応を基本とし、北海道からの通知も考慮し予防対策を実施しております。オミクロン株への対応としましては、児童生徒の健康観察として家庭における朝の検温をはじめ、本人や同居する家族に風邪症状がある場合には、症状が無くなるまで登校しないよう協力をお願いしています。また、児童生徒本人や家族が感染又は濃厚接触者となった場合には、早急に学校へ連絡を頂くこととし、連絡があった場合には、学校内での行動状況を把握し、保健所等とも連携し迅速な対応に努めております。今後においても、地域の感染状況や新たな株の特性、さらにはワクチンの接種状況なども考慮し、引き続き国や北海道等関係機関と連携しながら対応してまいりますので、ご理解願います。

再質問

児童の感染対策についてちょっと再質問させていただきます。

まず一つですね、参考までにこの間の道新にも載っていましたけど、函館市感染拡大に伴う小学校の学級 閉鎖をした場合、子どものために保護者が休まなくてはならないように、こうした状況の中で、学校内で一 時預かる方針を取ったんですね。じゃあ誰が対応するのかっていったら、市の職員が子どもと一緒に過ごす という対策を講じてます。なお、函館市小学校では3月1日現在ですね、学級閉鎖が8校で11クラス。そし て抗原検査キット、PCR検査よりも性能が低いんですけど、生徒などに配布し朝検査を受けさせている。 じゃあ、この地域はどうなるかっていろいろ調べてみました。この江差地域では検査態勢は、江差調剤薬局 とアイン薬局でやってます。それを受ける条件には、まず無症状の方、濃厚接触でない方が対象で、PCR 検査、抗原検査などはドライブスルー方式でやってると。受診できる条件として、ネット、そして費用も無 料だよと言ってます。しかし、アイン薬局などはPCR検査のキットが在庫がないという頭を抱えていま す。で、そう言いながら、抗原検査は在庫がありますと。

で、次のことをお聞きします。

1点目、これ以上の感染拡大を防ぐために、抗原キットなどを保護者に配布されては、まず言いますか。 それとも配布されてはいないようでしたら、多少精度が悪くても、抗原検査キットを保護者に配布し、朝登 校前に検査などするなどして対応などしてはどうでしょうか。

2点目、子どもたち3月、春休み入ります。そして、新学期を迎えるにあたって、なんらかの形で3月は移動が始まります。そういった中で、学校としてこういう子どもたちにどのように対応されるのか、その辺とこお聞きしたいと思います。

答弁▼教育委員会事務局長

あと、春休み以降の対策ということなんですけども、こちらもですね、今後の感染状況等、また増えたり減ったりまた新たな株というようなこと、いろんな心配はありますけども、今現在確実にこうしますっていうようなですね、まだ段取りについては国、道からの方の通知や指示等もございません。それにつきましては、今後の状況を踏まえて、新たに日々考えていくべきかと思いますので、ご理解願いたいと思います。

再々質問

今ね、先ほど春休みうんぬんっていうふうに言ったのはね、結局春休みになると、生徒と子どもたちとの関係ではね、朝、通常はね、朝集まっていろいろ検温とかもちろん当然するだろうと思うんですけど表情わかるんですよね。これ今度春休みになると学校から子どもたちが離れていっちゃうんだよね。つまり家庭と、家庭の中で問題になった。で、それが今度4月の入学式などになった時に、その辺とこ問題が起きてからバタバタしてるよりも、事前にこの春休みだからこそ、そういった子どもたち、保護者にキットを配って日常での健康管理をしてもらうっていうのが、私は大事かなと思うんですけど、その辺とこはどうですか。

答弁▼教育委員会事務局長

まず、先ほども言いましたように、承認されたキットがまだ今手に入りづらいと。薬局で売っているものも研究用というようなことで、それぞれ自分で自己診断したい方はそちらをご利用くださいというような形で、研究用のキットがですね、ある程度安価な部分で販売をしているという状況になっています。もし、今後検討するにあたりましても、研究用っていうことで承認を受けていないキットを、果たして配布するのがいいことなのかっていうことも含めて、なおかつ、ましてや行動の面でいいますと、今現在も保護者も含めて、各家庭において様々な感染対策ということで努力をしております。学校においても、例えば学年間の交流をできるだけ少なくするですとか、本来は体育館に集まってやるような集会も、リモート方式で各教室にテレビ画面で映してっていうようなことで、できるだけ一緒にならないようなという対策は今現在もやっています。

このあとの卒業、入学にあたってもですね、各学年の交流すら少しでもしないような形での対策というのは、継続していくものと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

片石鉄彦 議員

質問1 高齢者等住宅除排雪支援制度の創設について

本年は降雪量が多く、本町においても地域によっては、2から3倍もの積雪量であり、特に住宅の密集した所や、町道に接した所では、道路上の雪も積まれ、除雪に大変苦労されております。住宅は自己管理でありますが、高齢者や身障者は、自力で除排雪が困難な方が多く、1階の大半が雪に埋もれている所もありました。町の除雪サービス事業もありますが、玄関から人の通れる幅しか除雪しません。町民から情報をもらい、湯ノ岱地区を調べたところ、倒壊の危険があると思われる住宅が3戸程あり、町と相談しましたが、個人の住宅の屋根の雪まで処理する予算がありません。幸い建設協会さんが、ボランティアで屋根の雪などを処理していただき、大事には至りませんでした。他の豪雪地域のある自治体では、高齢者等自力で除排雪のできない住民のために、除排雪支援助成制度を制定しているところがかなりあります。本町においても、高齢者や身障者などが安心して暮らせるように、住宅除排雪支援助成制度を創設してはいかがか、町長にお伺いします。

答弁▼町長

今年の降雪量は、平年に比べ2倍近いとのことで雪害ともいわれる状況であり、除雪に追われた日々を過ごされたことと感じております。本町では、生活道路や避難路の確保のため、除雪サービス事業を行っておりますが、この事業で対応できない部分の屋根の雪下ろしや排雪等については、個人で事業者に依頼をしている状況にあります。道内においては、豪雪地帯の岩見沢市や恵庭市などにおいて、雪下ろし作業や排雪等の助成制度がありますが、本町においても次年度以降に向けて、高齢者等でかつ低所得者世帯を対象に支援制度を検討してまいりたいと存じます。

再質問

ただ今の答弁で、次年度に向けて検討するとのことでありますが、ご存じと思いますけれども、今申し上げましたように岩見沢市とか恵庭市などなど、そして、道外でもたくさんの自治体がサービス事業でできない、要するに屋根の雪下ろし、排雪などの支援事業行っております。今のうちの町にも冬期間だけ子どもさんの所に行って春に帰ってくる。そういう人が何人か知っております。その方々は、一様に交通の便が悪くても、大きな病院がなくても、やっぱり生まれたふるさと、上ノ国がいいんだって言ってます。その中でもやはり、冬さえなければずっと札幌にいて隣近所も知らない、用事ないので1人でポツンと部屋の中で暮らしてる。それぐらい淋しいことはないと、そういうような言葉を何人からも聞かされております。

本町は、他の自治体より先にいろんな事業を先駆けてやっておりますので、ぜひ、そういう方たちのために、より幸せを感じる幸福度100パーセントの、そういうまちを目指していただきたいと思います。

そして、他の支援事業見ますと2万円前後がほとんどであります。その場所によっては、施設課でよくご存じと思いますけれども、ただ自分の敷地がいっぱいある場所はいいんですが、密集したところにはもう雪を処理する場所がないので、この他の自治体でやってるような2万円前後のそういう補助事業では、処理できないところもあると思うんです。ですから、そういう観点も踏まえて、ぜひ、今回は骨格予算でありますけれども、このあとの補正でもそういう助成制度を創設していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

答弁▼保健福祉課長

ただ今ご質問ありましたが、除排雪につきまして高齢者事業団やその他の事業所に個人的に頼まれている方も実際いるわけでございます。この事業につきましては、今すぐできるという部分はちょっとお答えできません。ていうのは、受入側の態勢だったりとか、そういうルールづくり、例えば人手だったり、トラックなどの重機等や、いろんなことを検討していかなければならないですし、また、どれくらいの範囲でどのような金額っていうような詳細を決めなければならないと思いますので、またあと、事故防止の件とかいろいる検討しなければならないと思いますので、その辺につきましては、今後検討してまいりたいと思います。

再々質問

いろいろ事情はわかりますけれども、提案として、そういう助成事業をつくったんであれば、例えば町内でも冬期に仕事の少ない建設業者さんなどありますから、そういう助成事業つくればおそらく皆さんが、例えば隣近所で相談してそういう業者に依頼するとかすると思うんで、ぜひ、その辺も考えて早急に創設していただきたいと思います。いかがでしょうか。

答弁▼町長

今、基本的な考えは、課長の方から報告させていただきました。実は今回の件につきましても、うちの方では予算がないという発言したと思います。ただこれは、基本的にはうちにルールがないということであります。万が一ですね、私たちの方で特定の人間にその場限りでやったら、様々な人からきたらもう断るすべがないんです。それがあるもんですから今回は、逆に言うと建設協会さんが自分たちでやってくれたという経緯があります。それで、当然ですね今回は特別に雪もあります。二つ目として、高齢化が相当進んでおりまして、今現在うちあたりもまあ、湯ノ岱地区は50パーセント超えて、俗に言う限界集落という中でですね、様々なそういうのがもっともっと膨らみます。ただ一つ言えるのは、私も今回その作業見てきました。1軒の家やるのにユンボに重機に作業員が5、6人いますから、あれもしやるとしたら相当な金額なるものですから、私はもともと当選当時ですね、1番最初に掲げたのは、自助、共助、公助という形。自分でですから、私はもともと当選当時ですね、1番最初に掲げたのは、自助、共助、公助という形。自分ですからできるだけ自分でやってくださいと。できないものは町内会でやってください。そして、それできなかったら公の役場でやりますよという発想だったんですけど、残念ながら今、その町内会自体もできなかったら公の役場でやりますよという形でありますので、うちの方では、そういうものないと高齢化によってそういう形で共助ができないという形でありますので、ものを踏まえた中でですね、これから冬場、建設業が仕事ないという観点もあるかもしれませんけど、1番の原点は、いかにそういう高齢者を守るかということにありますので、それはこれから次に向けて検討してまいりたいと思います。

久末成弥 議員

質問1 保育所の駐車場から玄関までの通路へアーケードの設置を

元々本町は風が強く、冬になると西風が強くなり、歩くのもままならない状況の日がありますが、近年温暖化の影響で積雪量が多く、新設した駐車場から保育所への送り迎えの通路が以前よりも長くなり、通路はツルツルで園児が何度も転倒していると伺っています。職員が氷割りや融雪剤をまいて対応していますが追いつかず、登園が大変危険な状況です。また未満児は強風で息ができなかったり、子供の多い家族は1人を抱きかかえ、もう1人の子と手を繋ぎながらツルツルな道を歩いています。また雨の日には強風の上、傘を差しながら子供2人連れの状況はとても危険です。そこで提案です。保育所の出入り口から駐車場までの通路を雨、風、雪が入ってこないようなアーケードを設置してはいかがか、所見をお伺いします。

答弁▼町長

駐車場から保育所までの通路は、役場方向と駐車場方向がありますが、冬期間はホイールローダーで除雪を行い、凍結箇所は職員が融雪剤を散布し対応しております。ご質問のアーケードの設置に関しては、暴風雪対策等には有効な手段の一つと思われますが、設置に係る費用などが高額となることから難しいものと考えます。なお、全てを解決することはできませんが、路面凍結時にはこれまで以上に融雪剤の散布回数を増やすなどの対策を講じてまいりたいと存じます。

再質問

それでは再質問させていただきます。3つございます。

まず1つ目は、駐車場から保育所までの通路はホイールローダーで除雪を行っていると答弁がありましたが、役場方向ではなく、駐車場方向の駐車場から保育所の玄関までをホイールローダーで行っているということなのか、教えていただきたいです。また、行っているのであれば時間帯なども教えてください。

2つ目、融雪剤を散布して対応してるとありますが、果たして今年の雪の量を見て融雪剤の効果はあるという見解なのか、お伺いします。

3つ目、設置に係る費用が高額なのは重々承知です。しかし、はじめにも言いましたが、園児の登園には ものすごく大変危険な通路だと思いますので、融雪剤以外でもっと効果的な、安全な通路を確保できる手段 を検討してみるという考えはないのでしょうか。よろしくお願いします。

答弁▼住民課長

まず1点目の、駐車場から保育所の入口までホイールローダーで除雪してるかっていうことですけども、 役場側の方から除雪車入ってきて、駐車場側にずっと抜けていきます。なんで、あそこの通路は全部ホイー ルローダーで除雪をしております。朝早くやっております。

2つ目の、融雪剤の効果があるのかっていうことですけど、あそこ除雪したあとで融雪剤まいてますんで、それなりの効果はあるとは思うんですけども、今後はさらに十分気をつけるようにして、回数を増やしたいと思っております。

あとは、それ以外の手段ですね。凍結防止の手段。融雪剤もまくことは回数増やしてまくんですけども、 それ以外のことについても、どのようなことができるのかこれから考えていきたいと思います。

再々質問

ありがとうございます。ほんとうに僕も子どもがいてあそこ通ることがあるんですけれども、何人も転倒している人を見かけたり、職員の方が一生懸命氷割ってたりっていう部分があるんですけど、今この温暖化で予想だにしない大雪だったり、寒波だったりっていう部分が入ってきて、融雪剤だけではちょっと手に負えない、朝1回の雪かき、職員等もがんばってはくれてるとは思うんですけども、登下校の時だったりっていう部分で、やっぱり危険な状況が続いてることが多く見受けられましたし、そういう話も多く聞きました。なので、今後はあそこでケガしたり、いろいろな事故が起きる前に、費用はほんとに係るのは重々承知ですが、しっかりとした登校ができるように、安全を守れるようにあそこの通路をなんとかしてほしいと思います。

答弁▼住民課長

路面凍結に対しては、1回目町長が答弁したとおり散布回数をたくさん増やして、あるいはまた違う方向性も考えて、十分対応していきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

花田 英一 議員

質問1 | 新型コロナウイルス感染症の上ノ国町の状況について

檜山管内でも感染者が多く出ている状況の中、上ノ国町では新型コロナウイルス感染者は何人ぐらい出ているのか、又その症状はどの程度のものなのか、お伺いいたします。

答弁▼町長

北海道では、新型コロナウイルス感染症の市町村別感染者数を令和3年6月20日前までは公表しておりませんでしたが、道内における感染状況をわかりやすく伝えるために同日以降から毎週月曜日に7日間累計の市町村別感染者数を公表するようになりました。その結果、本町の感染者数は、公表後の累計で7名となっております。

なお、感染者の対応・管理につきましては、江差保健所の業務となっていることから町としては、状況の 把握はしておりませんので、ご了承ください。

再質問

今、答弁では江差保健所を通じて感染者が処理されてると。こういうような答弁なんですけど、例えば感染者がちょっと体調がおかしいと、そういうことで届け出をする場合は、江差保健所を通じてなければ届け出が行われないのか。町としては届け出する場合は、保健福祉課に連絡してどうのとかって、こういう場合はどうなっておりますか。お伺いします。

あくまでも感染者の陽性を判断するのは医師であります。医師が保健所に連絡をすることによって、陽性者の確立ってことになっておりますので、そこに町は介在しておりません。

再々質問

今の課長の答弁では、それじゃあ私が体調が悪いと、そういう場合は風邪なのかコロナなのかわからないけど、例えば石崎診療所に伺う。これが優先的な取扱いになるんですか。

答弁▼保健福祉課長

コロナの陽性者の検査に関しましては、今できる部分はPCR検査と、できるのがこの辺では道立江差病院なっております。まず、風邪等、発熱や風邪と気になる症状があった場合につきましては、まずはかかりつけ医に相談していただくことが大原則となっております。ただし、37.5度以上や風邪症状がある場合には、感染症外来、道立江差病院の方に主治医の方から紹介される流れとなっております。なので、それなりの対応取りまして、江差病院に行ってPCR検査等の結果により、陽性となった場合にはじめて感染者となるわけでございます。そこから道立江差病院が陽性と判断した場合には、今後の対応するために江差保健所の方と連携を取り、入院もしくは宿泊療養施設等の対応するっていうような流れになっておりますので、ご理解をお願いいたします。

質問2 | まん延防止等重点措置の支援策について

国、道がまん延防止等重点措置の対策をとっておりますが、上ノ国町の事業者にはどのような支援策がとられ、支援状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

答弁▼町長

新型コロナウイルスが令和元年に発生して以来、さまざま変異株が生まれ、感染拡大が繰り返されております。昨年の第5波デルタ株に続き、今年に入り感染力の強いオミクロン株の出現により、これまでにない感染者数となったことから1月27日から北海道全域にまん延防止等重点措置が適用されたところであります。町内事業者への支援策につきましては、国においては、事業規模及び売上減少額に応じて30万から250万円を支給する事業復活支援金制度、北海道においては時短営業に応じた飲食店等に売上額に応じて1日当たり2万5千円から7万5千円の協力金が支給されるまん延防止等重点措置協力金制度、さらに国、北海道とも各種の助成制度の支援策が行われております。

町においては飲食業、宿泊業、製造業、卸売業及び小売業の5業種を対象にした上ノ国町経営持続化支援金給付事業を実施、令和3年4月から12月までの期間において、売上が減少するなどの要件を満たした対象事業者に対し30万円を上限に支援金を支給しております。これまでの支給実績は、対象見込み事業者26事業者のうち17事業者へ469万7千円を支給しております。

再質問

国、道のまん延防止策はそれなりにいろいろな支援策をとって、8時までの飲食を伴わねばなんぼ、それ以上の人はなんぼとかっていろんな支援策をとってます。そこで、ただ今町では17事業者が状況で大変なような状況だということで、町で支援してると。その17事業者は主に飲食店なのか、その点どういう種類の事業者なのか、その点ちょっとお伺いします。

答弁▼水産商工課長

新型コロナウイルス感染症が発生して2年間、2年程度経つんですけど、その間、国なり道、町内のいろいろな事業者支援を行ってきたところでございます。今年度、町内事業者に対して支援し直すという形で支援金を支給しているわけですけど、事業実施にあたっては商工会と連携をしながら、各事業者さんからアンケートを取りながら対象事業者の見込み事業者というものを設定しながら、予算措置した経緯でございます。そういった形で、対象事業者見込みとして5つの事業者を選定して支援金を支給したところでございますけど、その内訳についてはですね、まず飲食業につきましては6件で155万3千円を支給しております。また宿泊業については4件で104万4千円の支給となっております。それと製造業では3件の90万。それと卸業につきましては1件で30万円。そして小売業については3件で90万円。あわせて17件、469万7千円を支給しているところでございます。

岩田 靖 議員

質問1 防災行政無線を活用した情報提供の詳細な発信について

上ノ国の防災無線は今や防災情報だけでなく、防犯・行政事務・時報などを知らせる重要な通信アイテムとなっています。最近多く見られるようになった各地で起こる水害。いち早く情報を得るのは重要で、早い避難の準備にもつながります。天の川流域住民が受動的に情報を入手できる手段の一つである防災無線を活用し、天の川流域に河川情報を提供していただきたいと思います。そのためには、以下の情報を防災無線で流していただきたいと思います。

1点目、天の川流域の各地域に水位観測所を設け、警戒水位を決めて、それを超えた場合の水位情報。 2、石崎川水位局、天の川水位局、目名川水位局の水位観測所で雨量が20ミリを観測した正時の雨量情報。

3点目、ラインによる防災情報の発信。

以上を提案したいんですが、町長の所見を伺います。

答弁▼町長

河川洪水災害情報のみならず、災害全般に対する情報発信ツールは公共機関、公的機関及び民間に多数あることはご存じのことと思います。災害時の住民避難などの情報発信方法などは、今まで起こった災害状況を踏まえ、試行錯誤を繰り返しながら、変更されております。現実的には避難命令を発出しても避難されない住民が相当数いることによるものであります。防災行政無線は、災害情報発信ツールの一つとして有効な手段であります。災害時の避難情報の発出においては、発信方法や内容については、慎重かつ迅速な対応が必要なことから、議員ご提案の情報発信内容は考えておりませんが、今後、専門知識を有する北海道などに相談しながら検討してまいりたいと存じます。

また、町ホームページや広報誌などを通じて、様々な情報提供をしてきております。その中の一つとして 北海道が運用しております北海道防災情報システムがありますが、これは誰もが全ての気象情報を入手する ことが可能となっており、個人が登録することで、避難などに必要な災害情報が自動でメール配信される仕 組みとなっております。複数の情報発信ツールの必要性があるものと認識しておりますが、同時に多数の情 報発出には問題・課題も多々あることから、ラインなどのツールを使用することが有効であるならば、今後 検討してまいりたいと存じます。

再質問

災害が起こった時の、災害状況や避難情報は現在でも防災行政無線で発信すると信じています。また、災害情報発信のツールはいくつかありますが、それも有効な手段だと捉えています。

私が申したいのは、上ノ国の防災無線で発信できる可能性の話です。例えば去年11月2日の大雨で、天の川の水流がオナミ沢まで逆流した時、上ノ国地区でその情報を知らなかった人はたくさんいます。また、2017年9月18日の台風が起きた水害時でも、水量は多いが避難するほどでもないと思ってしまった人もたくさんいました。もちろん、各地区で自主防災組織があって、なお、それが発揮できることですが、特に水位情報は避難する準備の決心につながる場合があると思います。

また、今はほとんどの人が携帯やスマホを持っている限り、外や場所を問わずに情報を得ることができ、 様相を知ることが可能になります。ですので、防災行政無線による詳細な情報発信と、ラインや公式アカウントをつくり、情報を発信してはいかがか、伺います。

答弁▼総務課長

くり返しになります。1回目の答弁と全く同じでですね、町としては今のところは、今の水位の状況においては発信においては考えてございません。また、ラインにおいても有効な手段であれば、今後検討してまいりたいというふうに思ってございます。

質問2 地域おこし協力隊の支援金と定住について

地域おこし協力隊は、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みです。地域おこし協力隊は隊員にとってメリットがあることはもちろん、隊員を受け入れる地域や地方自治体にとってもメリットの大きい制度です。また、任期終了後においても、その定住率は高く、約6割の隊員が活動した地方自治体や近隣の地域に定住しています。上ノ国町にも数名の地域おこし協力隊がおりましたが、残念ながらまだ一人も定住者がおりません。今回3月をもって任期を終える協力隊の人は初めて定住を希望しております。そこで、次のことをお伺いします。

1番目、地域おこし協力隊が定住できる具体的な取り組みはあるのか。

2番目、任期1年前から1年後まで、協力隊が起業や就職した場合に受けれる支援補助金は受けられるのか。また、その支援補助金交付要綱を町は定めているのか。所見を伺います。

答弁▼町長

地域おこし協力隊は、地方が抱える人口減少や高齢化の進行において、都市住民を地方自治体が受入れ、おおむね1年から3年の間、当該自治体で生活して地域おこしの支援や農林漁業の応援、住民生活支援など、各種の地域協力の活動に従事いたします。今年度で3年間の任期をもって退任する協力隊員は、これまで上ノ国町観光協会に派遣され、観光協会が実施する業務全般と日本海情報交流館指定管理業務を担ってきたところであります。協力隊員は与えられた活動の中で、自らが定住の道を模索しながら業務についてきたと思われますことから、町としては定住にあたっての具体的な取組みはありません。

また、昨年11月に協力隊員から定住にあたっての事業計画書が提出され、その事業費用の支援要望があったことから、事業計画が支援できる内容なのかなどのヒアリングを進めてまいったところであります。

事業内容は、ハスカップ、ブルーベリーなどを栽培し、観光農園の開設と農産品を販売する内容となっており、現時点においては農地の確保や収益性など不確定なところはありますが、国の地域おこし協力隊推進要綱及び町が定めている上ノ国町地域おこし協力隊設置要綱に基づき、地域おこし協力隊起業支援補助金を本定例会に予算計上しているところであります。

再質問

地域おこし協力隊の支援金は交付要綱に則って予算計上されているっていうことで、それは大変喜ばしいことだと思います。地域おこし協力隊である人は、例えば都会から夢と希望とやる気を持って、相当な覚悟を決めて見知らぬ土地にきているのだと思います。立場的には会計年度任用職員なりますけど、その先にはこの土地でこの町のために定住する意思を持っている人もいます。ただ、会計年度任用職員として使うのではなく、定住を望む協力隊の一人は、定住支援補助交付金や定住促進補助交付金要綱などを決め、また、定住に向けた活動や経費を上限で200万まで支援する。活動費、補助交付金もあります。それらを最大限活用することで、起業、定住しやすい環境はできます。その要綱も決め、整備してはいかがか、お伺いします。

答弁▼水産商工課長

協力隊については、都市部から地方にきて、地方の地域おこしに一躍担うというような形で、議員もおっしゃるとおりとても良い制度だと思います。協力隊については、そういった形で都会から知らない土地に赴任する形になるかと思います。そういったことで与えられた活動の中でですね、地域住民の中に入っていってですね、地域のことを知る、地域住民とのコミュニケーションを取りながら、そういった形で将来形成を進めていくものと思います。また、協力隊自身も自ら受け入れる住民側も知らないわけですから、協力隊にあたっても自らの考え方ですとか、方向性だとかそういう部分を住民なりと関わる住民とですね、コンタクト、話しあいながらですね、それがお互いにその考え方が共鳴受けるのであれば、そういった形で行政が支援するというよりも、地域住民が支援してなんとか定住するというような方向性が、なっていくのかなっていうふうには考えております。また、あと具体的な支援については、国も定めているとおり、その定住にあたっての起業のその事業の内

また、あと具体的な支援については、国も定めているとおり、その定住にあたっての起業のその事業の内容が支援といっても公金でありますので、ただ計画つくったから支援しますよという話にはならないかと思います。そういったことで今回は予算計上しております。ただ、今現時点での事業計画については、まだちょっと不透明なところもあるのかなというふうには感じております。ただ、地域に根ざした上ノ国町に定住したいという形が強く持っているという形の中ですので、町としてもそういう形の中では支援していきたいというふうには考えてございます。

再々質問

地域おこし協力隊の人が例えば出す事業計画について、それだけで文書でいいとか悪いとか判断するのではなくて、定住するためにどうしたらいいのかアドバイスがすごく必要だと思っております。それでちょっと感情論になるかもしれませんけども、地域おこし協力隊の人はやっぱり地元とは違う感性を持っていると思います。上ノ国のいいところは、私は最初はそういう人たちに人見知りはするんですけども、やはり人っ子がいいところだと思っております。なので、この先も地域おこし協力隊を募集して、定住に向けてがんばってはいかがと思いますが、いかがですか。

答弁▼総務課長

今現在、協力隊の募集等々は総務課で担ってございます。今、議員おっしゃる部分でございますけども、これは、先の活動費うんぬんのお話しもありましたけども、あくまでも双方向の中でそういうものが生まれていくものと思います。なかなかちょっと一方的な考え方のみをとってですね、なかなかそのような状況にはならないのかなということと、最近、全国的にも協力隊においてはですね、やっぱり9割程度がなかなか難しい状況で、なかなか定住に至らないと。新聞報道ではですね、そのうちの1割、もしくは程度がですね、どうしてもクローズアップされて定住されてるように報道されます。この辺はなかなか難しいとこもありまして、ある種、職業的に給料いただくために来られる方も多々おるというように聞いてございます。いずれにせよ、今後その辺を見合いながら、我々も受入が上手にできるのか、できないのか始めたばかりでございます。受入が上手にできなければですね、この協力隊を当町として受け入れていくことを断念せざるを得ないような状況なのかなというふうに思っております。

また、先ほど議員おっしゃるとおりですね、ただ会計年度任用職員で、のみをですね目的にするような協力隊の募集も全国的にあるみたいです。その辺は非常に制度として問題視されてございます。いずれにいたしましても、我が町にとりまして、そういった協力隊が都会から来てなじむのか、また皆さんが受け入れていただけるのか。来た方がなじんで定住して住み続けていけるのか、これはまあ、今後見てみなきゃいけませんし、ただ、理想と希望論のみだけでは、やっぱり生活という面ございますので、その辺を見極めながら、今後、協力隊の募集においても慎重に検討せざるを得ないものというふうに考えてございます。